

平成
十九年
五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成十九年九月十八日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成十九年九月十八日 午前十時開議

- 第一 議第 四十号 五條教育ネットワークシステム構築業務委託契約の締結について
議第四十一号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第二 議第三十三号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の制定について
議第四十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 認第 一号 平成十八年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
認第 二号 平成十八年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第 三号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
認第 四号 平成十八年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認第 五号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第 六号 平成十八年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第 七号 平成十八年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第 八号 平成十八年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認第 九号 平成十八年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第 十号 平成十八年度五條市水道事業会計決算認定について

- 第四 同第 七号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第五 同第 八号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第六 同第 九号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第七 同第 十号 五條市固定資産評価員の選任について
- 第八 同第 十一号 五條市監査委員の選任について
- 第九 推第 一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて
- 第十 推第 二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて
- 第十一 定数等検討特別委員会委員長報告
- 第十二 発議第九号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第十三 発議第十号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山	益	池	藤	川	太	西
田	田	上	富	村	田	本
由	吉	輝	美	家	好	幸
比			恵			
己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 吉 夫
副市長 野 晴 夫
教育長職務代行者 橋 榮 夫
市長公室長 岡 本 和 人

八番 山 澄
九番 峯 宏
十番 西 彦
十一番 北 和 生
十二番 山 本 久
十三番 花 谷 昭 典
十四番 佐 久 間 正 己
十五番 寺 本 保 英
十六番 榎 塚 凱 一
十七番 黄 木 英 夫
十八番 土 井 康 嗣
十九番 榮 林 末 次
二十番 大 谷 龍 雄
二十一番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

生活産業部長	林
健康福祉部長	清水
西吉野支所長	森本
大塔支所長	竹本
消防署長	窪
会計管理者	堤
水道局長	阪ノ上
財政課長	堂阪
秘書課長	田中
庶務課長	大垣
企画調整課長	山下
	正賢
	賢治
	武治
	好文
	佳秀
	重博
	康元
	清勝
	正信

事務局次長	長田
事務局主任	乾田
事務局主任	西峯
事務局主任	笹谷
速記者	柳ヶ瀬
	五美
	久美
	雅旬
	光

午前十時零分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであり、配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英） 日程第一、議第四十号及び議第四十一号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会黄木英夫委員長。

〔総務文教常任委員長 黄木英夫登壇〕

○総務文教常任委員長（黄木英夫） おはようございます。

ただいま議題となりました、議第四十号及び議第四十一号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第四十号 五條教育ネットワークシステム構築業務委託契約の締結につきましては、時代の変化に的確に対応したICT環境の整備を行い、教育課程の円滑な運用とICT活用能力の向上を図るため、旧五條市内小・中学校及び大塔小・中学校の老朽化した教育用パソコンを更新するもので、入札方法については、平成十九、二十年五條市物品競争入札参加資格者のOA機器部門に登録されている業者で、ネットワーク構築業務とパソコン関連機器の納入実績がある十三社のうち、適合規格審査に適合した五社による指名競争入札の結果、一億八千二百七十五千円で扶桑電通株式会社関西支店常務取締役支店長和田弘治と委託契約を締結しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、機器の活用内容、入札の経緯等について質疑があり、「教育用パソコンは、小学校では総合学習を始めとした授業において、中学校では技術家庭科を中心に各教科の授業やクラブ活動などで活用しているが、現在使用中の機器はリース期間が過ぎており、特に老朽化が激しく故障も多いことから、五條教育ネットワークシステム構築事業審査委員会で検討した結果今回の指名競争入札となり、その結果、指名通知した十三社のうち八社が辞退、二社が予定価格

を超過したため失格となった。落札率は八二・四八パーセントであります。また、情報のセキュリティについては、指紋認証システムを採用している。入札方法については、監理課において郵便入札により土木、建築部門を所管しているが、それ以外の物品等については各担当課で所管しているため、今後、統一に向けてシステム上の検討、研究を進めてまいりたい。」との答弁がありました。郵便入札と電子入札については部門にこだわらず、広く一般にその導入を求める意見がありました。

次に、議第四十一号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定につきましては、道路橋梁災害復旧費二百二十万円、林道施設災害復旧費三百八十七万一千円、住宅管理費六百六十九万三千円等の増額及び他会計繰出金一千六百六十四万八千円の減額で差し引き三千四十八万円を追加補正し、その財源は、国庫負担金、県補助金、繰越金、雑入及び市債をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、じんかい処理用自動車購入費について質疑があり、「焼却灰の運搬用に四トンダンプカーを購入しようとするものであるが、特別仕様を控え、今後の使用期間を考慮した購入計画に努めたい。」との答弁がありました。

消防団員の公務災害補償金について質疑があり、「昨年末の夜警終了後、大塔町消防団員が帰宅途中に凍結道路で転倒により骨折したものである。公務災害の認定基準については、公務として出勤を掛けたから帰宅するまでの間に発生する災害について適用される。」との答弁がありました。

市営住宅における耐震化について質疑があり、「耐震診断については、本年度で東田中団地と今井団地で耐震予備診断業務委託を行い、他の市営住宅は今後の情勢を見ながら検討してまいりたい。」との答弁がありました。

大塔分署について質疑があり、「分署長と署員の四名で対応し、救急車両一台を常備している。」との答弁がありました。

災害復旧費の補助率について質疑があり、「道路橋梁災害復旧費の国庫補助率は三分の二で、林道施設災害復旧費の補助率は六五パーセントである。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局からCATV整備事業計画と路線バス休廃止計画について報告を受けた次第であります。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(寺本保英) この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたしてお

ります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第二、議第三十三号及び議第四十四号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）おはようございます。

ただいま議題となりました議第三十三号及び議第四十四号の二議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を報告申し上げます。本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第三十三号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の制定につきましては、都市計画法に基づく開発行為許可を要しない公益上必要な施設の建設に係る奈良県の審査基準が強化されたため、環境衛生施設の周辺整備施設の北山町集会所、越替町集会所及び西久留野町集会所の設置並びに管理に関し必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第四十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険財政調整基金積立金五千五百五十七

千円、国庫・県費・支払基金償還金四千四百五十二万八千円等の合計一億二百六十六万五千円を追加補正し、その財源を事務費繰入金の減額と前年度繰越金の追加で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（寺本保英）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生常任委員会委員長から報告がありましたが、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第三、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては決算審査特別委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会西尾彦和委員長。

〔決算審査特別委員長 西尾彦和登壇〕

○決算審査特別委員長（西尾彦和）ただいま議題となりました認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る九月七日の本会議において決算審査特別委員会に付託され、十一日に開会いたしました当委員会で、それぞれ提案者の説明を受け、審査を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

審査の方法は、まず各会計の概要説明と総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

以下、審査の概要を報告いたします。

始めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 補助金の削減についてただしたのに対し、「平成十九年度予算編成に当たっては、目標設定を二〇パーセント削減と定め、目的と効果を調査した上で、零細なもの、効果がなくなったもの、国や県の補助における基準以上の上乗せ部分や多額の繰越金を出しているものは廃止するなど、個々の必要性に応じて対応をした。結果として、百三十五件の団体補助金で約六千万円の削減、率にして二五・六パーセントの削減率であった。また、本年度から行政評価システムを導入しており、約六百件の事務事業についての評価が出てくるので議会に提案してまいりたい。」との答弁がありました。

二 補助金の在り方についてただしたのに対し、「補助金の不適切な執行については、当然に削減の対象になるところであり、今後とも数値目標を定めて見直しに取り組んでまいりたい。また、団体の運営はそれぞれの責任者にゆだねているものであるが、市の職員が携わっているものについては基本的に職員が受益する部分は控えるべきである。」との答弁がありました。

三 多額の繰越金が生じている団体に対する補助金についてただしたのに対し、「不測の事態が発生したときに備えるという場合もあるが、関係者とも話し合いを持って財政改革を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四 公文書の保存規程についてただしたのに対し、「文書編さん保存規程に基づき、一年保存から永年保存までのそれぞれの保存期間において各主管課が保存している。」との答弁がありました。

五 市長の給与の引下げについてただしたのに対し、「何回も申し上げていることであるが、二年前には三〇パーセントから五〇パーセントの削減を言ったが、今回は言っていないことであり、今までの流れから五パーセントの引下げを提案したが否決となったことについては残念であると思っている。」との答弁がありました。

六 厳しい財政状況の中、来年度の予算編成に当たったの団体補助金の優先順位を明確にした指標についてただしたのに対し、「約十一億円の支払利息がある本市においても市民生活の維持向上に努めなければならないが、機構改革や予算の削減等も関係者の宿命であり、仕事であると考えている。」

との答弁がありました。理事者の答弁に対して一部取消しを求める発言がありました。

七 地方公共団体の骨太方針でも示されたバランスシートについてただしたのに対し、「行政改革の一環として骨太の方針で示された中に公会計システムの改革が打ち出されており、平成二十年度決算から二十一年秋の公表に向けて推進していくことが明記されているが、現在いろいろな分野で検討、研究が進められている。奈良県でもこれから具体的な作業に入るが、今後財政当局においては導入している団体の実情等も研修しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

八 年金の横領・着服問題についてただしたのに対し、「現在総務省からの通達は来ていないが、被保険者の加入確認と給付確認で大和高田社会保険事務所への問い合わせが容易になり、市の窓口には一日平均二十件から三十件の相談がある。」との答弁がありました。

九 五條中央公園建設事業の今後の計画概要についての確認と公共工事の分割発注の推進を求める意見がありました。

十 産科の問題についてただしたのに対し、「医療体制の整備と連携が求められるところであるが、一般の事故については搬送時における不幸が重なったものであると認識しているが、今後更に妊産婦指導に努めてまいりたい。また、病院の連絡体制については、朝夕の診療科目の変更には特に注意を払い、その把握に努めている。」との答弁がありました。

十一 財団法人大塔ふる里センターの決算状況についてただしたのに対し、「国道の崩落事故があつて苦しい決算状況となっているが、来客の増加を図るためイベントを主催するなど鋭意努力してまいりたい。また、来年四月に国道の開通も予定されていることから、更に職員一同頑張つてまいりたい。」との答弁がありました。

十二 決算審査意見書に総括されている不納欠損額の増加と公債費比率の悪化についてただしたのに対し、「不納欠損については、死亡により残った債権を法律に基づいて合理的に多数処理したためである。歳入の増加に向けては、奈良県からの派遣による徴収担当が差押えの手続を進めている。また、広告宣伝収入として市のホームページや封筒を利用する検討に入っている。」との答弁がありました。

十三 一般質問と本日これまでの理事者答弁に対し、真剣な場における真剣な対応を求める意見がありました。

十四 消防庁舎建設についてただしたのに対し、「世間では過去の話として談合のうわさもあつたが、消防庁舎の建設は未定であるが、そのようなことは避けるべきであり、そのための協力を求める。」との答弁がありました。根拠のない流動的うわさに基づくことのない確かな対応を求める意見がありました。

十五 にしよしの荘の跡地整備についてただしたのに対し、「合併時の約束事として計画はあつたが、福祉施設との複合型で観光施設はできないと正式

に話があったわけで、今後とも調整を図り、合併特例債を活用してという条件のもとで進んでまいりたい。」との答弁がありました。

十六 駅前開発についてただしたのに対し、「五條駅南北道については、我がまちのまちづくりと市民の利便性、また、私鉄との共栄の面、さらには、事業費も抑えられることから終始一貫して平面交差を主張してきた。合併特例債が活用できるうちに鋭意努力してまいりたい。」との答弁がありました。

続いて、各会計別に審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

始めに、一般会計の歳出についてであります。

一 総合計画策定業務委託料、新庁舎建設基礎調査業務委託料、にしよしの荘・在宅福祉施設基本検討業務委託料の進ちよく状況についてただしたのに対し、「総合計画については、十八・十九年度の二箇年事業で、十八年度は基礎的な調査部分を実施し、新庁舎とにしよしの荘・在宅福祉施設については概算事業費等の報告書が作成された。庁舎建設については、調査は終了しているが、財政状況を考慮しながら、もう少し時間をかけて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

二 市たばこ消費税の確保に関する補助金についてただしたのに対し、「十八年度は二十万円を執行し、十九年度は十五万円を予定しているが、各市の状況と補助金の内容も見ながら今後とも検討してまいりたい。」との答弁がありました。

三 市遺族会と保護司会等の補助金についてただしたのに対し、「遺族会会員数は約八百五十人で三十二万円、保護司数は二十三人で六十九万円である。市赤十字奉仕団補助金は、対十七年度五万円増額の十五万円で、ほかの社会福祉総務費に関する補助金について増減はない。」との答弁がありました。

四 人権擁護委員協議会助成金についてただしたのに対し、「五條の法務局管内の一市三町七村が負担している。四十三人の委員は、四月の人権を確かめあう日や七月の差別をなくす強調月間等において相談活動、啓発活動を行っている。」との答弁がありました。

五 コミュニティづくり補助金についてただしたのに対し、「まちづくり推進委員が差別のない明るい社会とまちづくりを目指し、地域のコミュニティづくりに努めている。」との答弁がありました。

六 老人クラブ助成事業助成金と老人クラブ連合会活動促進事業助成金についてただしたのに対し、「会員数が正規の老人クラブと基準に達していない老人クラブの個々に分けて支出しているが、その両方が一緒になって連合会となる。」との答弁がありました。

七 シルバー人材センター補助金についてただしたのに対し、「市と国が同額を補助しており、運営費の内訳は、職員三人の人件費と消耗品費等である。新年度は減額しているが、運営方法等について今後更に検討してまいりたい。」との答弁がありました。

- 八 ごみ袋発送委託料についてただしたのに対し、「市内の百七店舗に毎月二回ごみ袋を届けており、十八年度実績で一千九百四十七の大箱と一千三十二の小箱の発送を内吉野貨物運送組合に委託している。」との答弁がありました。
- 九 ごみ減量推進助成金についてただしたのに対し、「各店舗と支所、みどり園等で売り上げたごみ袋代の七パーセントをごみ減量化に協力していただいている自治連合会に助成している。」との答弁がありました。
- 十 五條市企業人権教育推進協議会補助金についてただしたのに対し、「市内の業者四十社が加盟しており、協議会の実施する標語募集事業等に対して補助している。」との答弁がありました。
- 十一 観光協会補助金についてただしたのに対し、「観光宣伝費用等として五條市観光協会、旧西吉野村観光協会、賀名生、湯川、白銀の各観光協会に對する補助金である。十八年度で新たな観光パンフレットを作成したが、一市二村の合併により点から線への観光が可能となった。」との答弁がありました。
- 十二 幼年消防クラブ補助金についてただしたのに対し、「市内の幼稚園と保育所の十六団体に対して補助しているが、火災予防について幼年期から認識を高めてもらうことが目的で、拍子木や法被の購入費用に充てている。」との答弁がありました。
- 十三 防火水槽給水工事と耐震性貯水槽新設工事についてただしたのに対し、「今井二丁目、野原西二丁目、西吉野町平尾に耐震性貯水槽を新設し、今井と野原に補給の給水工事を行った。今後、水利不足の場所や国庫補助事業を中心に計画を進めてまいりたい。」との答弁がありました。
- 十四 防災行政無線遠隔装置についてただしたのに対し、「西吉野町黒渕の発電所にあった回線を消防本部と接続したものである。」との答弁がありました。
- 十五 高度救命用資器材についてただしたのに対し、「新規の救急車両購入に伴い古いものを処分したため減となった。」との答弁がありました。
- 十六 中学校生徒宿泊訓練事業補助金についてただしたのに対し、「各中学校が実施した一泊二日の野外活動事業に対する補助金である。」との答弁がありました。
- 十七 総合学習推進補助金についてただしたのに対し、「各中学校が行う総合学習事業の課題学習や職場体験学習等に対し補助している。」との答弁がありました。
- 十八 公民館運営審議会委員報酬についてただしたのに対し、「二十人の委員に対して年額一万六千円を支払っている。」との答弁がありました。
- 十九 地区公民館長と臨時雇賃金についてただしたのに対し、「報酬は十五館の館長に一人当たり年額六万七千円。臨時職員は公民館の清掃等で八館が

月四万五千円、七館で月五千円を支払っており、週五日、一日三時間で計算している。」との答弁がありました。

二十 図書購入費についてただしたのに対し、「利用者や市民の要望にこたえるため、図書の充実ということである。図書の充実というところでいろいろ分野の図書、雑誌等を月単位で購入している。」との答弁がありました。

二十一 予備費の性格についてただしたのに対し、「予算措置のない突発的な支出に対して充てている。智辯学園のサッカー大会、駅伝大会の激励費用や今井団地のガス漏れ対応である。」との答弁がありました。

次に、一般会計の歳入についてであります。

一 市民税の過年度分徴収率等についてただしたのに対し、「滞納繰越分の徴収率は十八年度一七・五パーセントで若干上がっているが、十九年度からは更に滞納処分を中心に整理計画を立てて取り組んでいる。」との答弁がありました。

次に、各特別会計についてであります。

一 国保税の収入未済額についてただしたのに対し、「一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税で二億六千六百五十一万二千五百三十五円であるが、未納者に対しては、八期ある納期の直後に督促状を発送し、催告状は年二回発送している。また、保険証の更新時期には納税相談を実施しており、専従の嘱託徴収員二人により土曜日、日曜日、祝日においても徴収を行っている。」との答弁がありました。

二 脳ドック委託料についてただしたのに対し、「十八年度の実績は、人間ドックが四百件の予定に対し二百六十八件、脳ドックについては三百件の予定に対し五條病院五十件、大淀病院六十件、済生会御所病院八十七件の合計二百九十七件であった。」との答弁がありました。

三 簡易水道施設整備事業についてただしたのに対し、「不用額については財政当局とも議論したところであるが、少しでも前倒しを図り、計画期間の短縮に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

四 下水道事業における翌年度繰越額と不用額についてただしたのに対し、「北山町みどり園付近ほか六件の工事、業務委託事業四件、水道・ガスの移設補償五件の繰越しで、七月にすべて完了した。不用額についてはすべて補助事業であり、単独事業ができずに不用額となった。また、普及率は、五三・八パーセント、水洗化率は、六五・八パーセントであり、今後とも加入促進の啓発に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、財産に関する調書についてであります。質疑はありませんでした。

次に、企業会計についての質疑もありませんでした。

以上が概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案につきまして、討論を省略して一括採決の結果、本案は全員一致をもって認定すべきもの

と決定いたしました。

なお、当委員会 の 審査 において 出された 委員 各位 から の 御意見、御提言は、理事者各位に十分御認識いただいたものと存じますので、議員各位には、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、決算審査特別委員会 の 委員長 報告 と いたします。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）ただいまの決算審査特別委員会委員長 の 報告 に対する 質疑 に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、ただいま決算委員長の方から報告ございました認第一号から認第十号に対する反対討論を申し上げたいと思います。

順番に申し上げます。

認第一号 平成十八年度五條市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

この決算は、御存じのように五條市の幾つかございます会計の中でも一番中心的な会計でございます。福祉、教育、そしてその他重要な決算が含まれているわけですが、ただいまから申し上げる決算のみ反対するものでございます。

まず、その一つは市会議員の政務調査費でございます。決算では市会議員一人当たり月三万円、年三十六万円の政務調査費用がございますけれども、この金額はお隣の人口五万人以上の橋本市の市会議員の政務調査費と比べますと一箇月で一万円多くございます。したがって、予算では橋本市並みに減額するように申し上げてきておりますけれども、そのまま執行されております。

また、政務調査費の領収書の提出そのものにつきましては、今までと比べて改善されております。しかし、領収書そのものを提出するように義務づけられておりません。領収書の写しの提出義務づけになっておりますので、政務調査費の橋本市並みの引下げと、領収書本体の提出義務を要求しまして、この決算につきましては、反対するものでございます。

次に認第一号の中では、警備委託料といたしまして、株式会社デネブへの委託料がございます。これにつきましても反対申し上げる次第でございます。その理由の一つは、株式会社デネブは、過去におきまして警備業法違反に問われて書類送検された経歴を持っております。また、もう一つは、警

備委託をしておりました五條市二見のスーパーに強盗が入ったにもかかわらず、株式会社デネブの基地局にその強盗の異常報告が入ったにもかかわらず、デネブは誤報と推測して警備員を二見のスーパーに急行出勤させなかったということで、約四百五十万円入りの金庫が盗まれたわけでございます。このように、不十分な警備業務をしているわけでございますので、五條市の公共の施設を委託するということにつきましては反対でございます。

認第一号の中には、もう一つは五万人の森の事業が含まれております。この決算につきましても反対を申し上げます。その理由は、合併後、五條市内にはいろんな公園がたくさんございます。旧五條市にはもう御存じのように上野公園、水辺の楽校、五條中央公園が進められてきましたし、西吉野、大塔の中にもいろんな公園、レクリエーション施設がたくさんございますので、五万人の森事業につきましては初めから反対してまいりました。しかし、他の議員の皆さん方の反対もありまして、当初の事業計画、約十五億から大幅に減らしまして約八億円の事業にとどまっているわけでありすけれども、ただいま申し上げました理由と、そして、五條市の財政圧迫といった理由で、決算にも反対するものでございます。

認第一号の中でもう一つ反対しなければならぬものがございます。それは、複合施設建設事業ということで約三億七千万円予算化され、そして、執行されておりますけれども、この複合施設の内容は、現在五條四丁目でございます五條文化会館、五條東児童館、五條東老人憩の家、この三つを統合して新しい複合施設を造るという内容でございます。これは、もう終結しなければならない同和事業の延長にもつながりますし、また、現在、古い三つの施設はまだ引き続き使用できるといふ状態であると私自身は判断しております。こういった理由で、この決算につきましても、反対申し上げます。次第でございます。

認第一号の中で反対しなければならないのは今申し上げました点でございますけれども、それ以外の決算につきましてはすべて賛成させていただき次第でございます。

次に、認第二号 平成十八年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この点につきましては、市民の皆さんの健康の維持等々、大きな役割を果たしている決算認定でございますので、保険料その他委員長報告にもありましたように、医療証の問題等々ありますけれども、基本的には賛成させていただき次第でございます。

次に認第三号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

御存じのように、簡易水道という人間の命の維持に大変なくてはならない役割を果たしている会計でございますけれども、残念ながら、こういった命の維持になくてはならない簡易水道の料金におきましても消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対を申し上げ、それ以外の決算につきましては、賛成させていただき次第でございます。

次、認第四号 平成十八年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この点につきましては、七十五歳以上の皆さん方の健康その他の福祉に大きな役割を果たしている面が多々ありますので、基本的に賛成させていただく次第でございます。

次に認第五号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この決算につきましても、市民の皆さん方の生活環境の保全、その他いろんな面で大きな役割を果たしているわけでありますけれども、この下水道料金の中にも消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対し、その他の決算につきましては賛成させていただく次第であります。

次、認第六号 平成十八年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

これにつきましては、もう長年にわたりまして大きな役割を果たしているわけでありますけれども、しかし、住宅開発がされている五條市の中で新しい墓地を要求される方々がだんだんと増えている状況でございますので、ひとつ開発会社への要望も含めて新しい墓地要求にこたえられることを申し上げまして賛成させていただく次第でございます。

認第七号 平成十八年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

これにつきましては、内容的には大変料金の引上げ等々ございまして、いろいろと市民の皆さん方の活用に当たりましてはいろいろと問題もございませけれども、全体としましては介護事業の大きな役割を果たしておられますので、賛成する次第でございます。

次に、認第八号 平成十八年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

これにつきましても、大変、山間部の中で五條市民・大塔町民の健康に大きな役割を果たしているわけでございますので、賛成させていただく次第でございます。

次、認第九号 平成十八年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

これにつきましては、西吉野の一部地域で行われております排水処理事業、いわゆる一般的に下水道事業と内容はほぼ同じだと思いますけれども、大変大きな役割を果たしているわけでありませけれども、下水道会計でも申し上げますように消費税五パーセントが料金に転嫁されておりますので、これにつきましても消費税のみ反対し、その他の決算につきましては賛成させていただく次第でございます。

最後、認第十号 平成十八年度五條市水道事業会計決算認定について申し上げます。

この会計につきましても、大変市民の命と健康を守る上におきまして大変大きな役割を果たしていただいておりますけれども、消費税五パーセント

が水道料金に転嫁されておりますので、そののみ反対申し上げ、それ以外の決算につきましては賛成をさせていただく次第でございます。

以上、認第一号から認第十号に対しましての私の反対討論といたします。

○議長（寺本保英）次に太田好紀議員の発言を許します。二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）ただいま上程されております平成十八年度各会計歳入歳出決算の十議案につきまして、議長から発言のお許しが出ましたので、賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、決算審査特別委員会において審査いたしました委員の一人として、委員長から御報告のありましたとおり全議案に対しまして賛成するものであります。

さて、今回の決算におきましては、今日の厳しい経済情勢を反映して、引き続き財政状況の悪化が伺い知れるところであります。

その決算内容を見ますと、基金の取崩し、多額の市債の発行など、歳出に見合う財源の確保、ねん出に努力されているところですが、その分ますます財政状況が悪化しているのではないかと懸念いたします。

しかし、行政の効率化、経費の削減、事業経費の見直しなど、行財政運営の健全化に向けた取組が全庁挙げてなされつつあるとのことであり、行政改革・集中改革プランの実施により目標値をクリアし、持続可能な行政経営が図られることを期待しております。

次に、主要な事業をみますと、火葬場建設事業、吉野川環境整備事業、大塔支所・分署整備事業、北宇智小学校大規模改造事業等数々の大型事業がしゅん工を迎えました。

また、継続事業といたしましては、旧岡中線を始めとする道路の新設改良事業、林道整備事業、五條中央公園建設事業、野原小学校地震補強事業などの諸事業が展開されております。

更に、経常的な経費、あるいはソフト事業などにおいては、生活基盤の整備を始め社会福祉の充実、環境衛生に対する諸施策、教育の振興など重要課題を積極的に推進する一方で、人件費や物件費などの経常経費を必要最小限にとどめるなど、経費全般についての節減合理化を図りながらも、メリハリのある執行に努められております。

一方、歳入の面においては、三位一体の改革による地方交付税の削減や国庫補助金の一般財源化、不透明な税源移譲など、なおも厳しい財政状況にあつて、市税の徴収率の向上や地方債の借入れなどの財源確保に努力されている様子が伺えました。

今後とも歳入に見合った歳出予算の編成及び執行を念頭に、健全な財政運営を心掛けていただきたいと思います。思っております。

また、国民健康保険、簡易水道、老人保健、下水道事業、墓地事業、介護保険、大塔診療所、農業集落排水事業の八特別会計、そして、上水道事業会計においても、それぞれ独立採算の基本原則を踏まえながら、非常に厳しい経済情勢の中で懸命の努力をされている様子が伺えました。

これらを高く評価し、適切、妥当な執行であると判断するとともに、今後の行政改革の推進に期待するものであります。したがって、平成十八年度各会計歳入歳出決算は、全般にわたり適正に執行されていると考えるものであります。

以上、申し述べましたことから、上程されました全議案に対し賛成するものであります。

議員各位には、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（寺本保英） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（寺本保英） 次に、日程第四、同第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 同第七号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（寺本保英） 提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 同第七号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由でございます。

ただいま上程いたしました同第七号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について同意を求めるものでございます。

故人におかれましては、生前、委員として御活躍いただき、本市の教育行政の推進に御尽力をいただきましたことを感謝し、改めてここにごめい福をお祈り申し上げます。

後任として、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、昭和四十四年四月、桜井女子短期大学講師として教壇に立たれ、翌年には五條高等学校の外国語教諭として赴任され、生徒の教育指導に熱心に打ち込まれ、教育者としてのその評価は絶大なるものであります。

平成十六年三月、奈良県立郡山高等学校を最後に三十五年間の長き教職生活を退職した後にも、地域の核となり、地域社会の発展に貢献されてきました。

また、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、土井康嗣議員の発言を許します。十八番土井康嗣議員。

〔十八番 土井康嗣登壇〕

○十八番（土井康嗣）ただいま上程されております同第七号の同意案件につきまして、反対の立場から討論を行います。

この案件につきましては、本年七月の第一回臨時会に提案され、起立採決の結果否決された案件でございます。

この間、市長からは議会に対して何ら説明の機会を設けることもなく、また、今回、同じ内容で同意を求められております。一体、市長の任命責任というものに対する御認識はどうなっているのか。市の最高責任者であるという自覚がおありなのかどうか。これは、議会のチェック機関としての立場から申し上げます、到底看過することのできないことであります。

これらの理由から、この同意案件について反対することを表明し、私の討論とさせていただきます。

○議長（寺本保英） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 異議なしと認めます。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） 遅れて悪かったのですが、私はこの同意案件につきまして退席をさせていただきます、採決に当たりましては棄権をさせていただきます。と思っています。

その理由を申し上げます。

任命された御本人の方々には、私はまだ異議は持っておりませんが、しかし、任命されました吉野市長におきましては、ただいま百条調査委員会が設置されまして、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する吉野市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項と吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項の二つの事項でこれから調査が始まるうとしております。そういう立場にございます吉野市長からの同意案件でございますので、私は御本人さんには異議はございませんけれども、退席させていただきまして、採決には棄権をさせていただきます。と思っていますので、議長の方で取り計らいをよろしく願いたいと思います。

○議長（寺本保英） 本案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（寺本保英） 起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第五、同第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第八号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）同第八号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

ただいま上程いたしました同第八号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるものであります。

後任として伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、昭和三十八年九月から平成十三年三月まで三十八年間の長きにわたり教職に身を投じ、熱意を持って多くの子供たちを育てられました。

また、一時、奈良県教育委員会の職員として奈良県の教育行政に携わり、教育の振興に精励され、五條小学校校長を最後に教職を退職されました。

その後、旧大塔村教育長に就任され、合併までの間、大塔村の教育行政の発展に貢献されてまいりました。

同氏は、人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識をお持ちの方であります。また、人望も厚く、教育

委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、土井康嗣議員の発言を許します。十八番土井康嗣議員。

〔十八番 土井康嗣登壇〕

○十八番（土井康嗣）ただいま上程されております同第八号の同意案件につきまして、反対の立場から討論を行います。

この案件につきましても、本年七月の第一回臨時会に提案され、起立採決の結果、否決された案件でございます。

先ほどの案件に対する討論と同じ理由から本同意案件につきましても反対することを表明し、討論とさせていただきます。

○議長（寺本保英）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）この同意案件につきましても、先ほどの同第七号の件で申し上げました理由と同じ理由をもちまして退席させていただきます。

採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の方で取扱いの方、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（寺本保英）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第六、同第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第九号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）同第九号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

ただいま上程いたしました同第九号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りさせていただきましたとおり、教育委員会委員の松本基勝委員の任期が平成十九年九月二十一日をもって満了となるため、その後任の委員の任命について同意を求めらるるものであります。

後任として井本誓晃氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、平成六年四月に社会福祉法人嚶鳴学院に奉職し、今日まで務めてきました。人望の厚さと人に対する心配りを十分に発揮され、現在、常務理事に就任されております。また、宗教法人地藏院の代表役員に就任され、僧りよとしても人に道を諭しておられます。さらに、地域社会では、五條幼稚園のPTA会長、青年会議所の副理事長等を歴任され、それぞれの分野で手腕を発揮し、地域社会を担う三十七歳の若き指導者と期待されております。

また、人格も高潔であり、教育及び文化においても深い見識があり、教育委員会委員としての適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）ただいま上程されております同第九号につきましても、同第七号で申し上げました同じ理由をもちまして退席し、そして、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第七、同第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第十号 五條市固定資産評価員の選任について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）同第十号 五條市固定資産評価員の選任についての提案理由。

ただいま上程いたしました同第十号 五條市固定資産評価員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員の小藪良彦委員が本年五月三十一日をもって辞任されたため、その後任として副市長の榮林勝美氏の選任をお願いするものであります。

榮林副市長は、行政全般において経験豊富であり、固定資産評価員として適任者であります。

どうか御理解を賜りまして、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍

雄議員。

○二十番（大谷龍雄）この同第十号におきましても、同第七号で申し上げました同じ理由によりまして退席をさせていただき、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の方で取扱いをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第八、同第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第十一号 五條市監査委員の選任について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）五條市監査委員の選任同意の提案理由を申し述べます。

ただいま上程いたしました同第十一号 五條市監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、識見を有する者から選任されている岩城 健委員が平成十九年九月三十日をもって退職されるため、その後任の委員を選任するに当たり、同意を求めるものであります。

岩城委員におかれましては、平成九年六月より監査委員にお願いし、その間、代表監査委員として大変御熱心に財務管理や業務の経営管理を適正に監査され、的確な御指導、そして、住民監査請求など大変御苦勞をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

後任に川元憲釋氏をお願いしようとするものであります。

川元氏は、昭和三十二年から平成十年までの長きにわたり五條市に奉職し、財政課長、市長公室長を歴任され、五條市の実情をよく把握されておられます。現在はNPO法人「うちのの館」の事務局長に就任し、歴史的建造物の保護に積極的に取り組んでおられます。

また、市民に信頼される市政推進にも意欲を持っていただいております。

議員各位には御理解をいただきまして、満場一致の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）同第十一号につきましても、同第七号で申し上げました同じ理由をもちまして退席をさせていただきます、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の方で取扱いをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第九、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）推第一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）推第一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて。

ただいま上程いただきました推第一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、平井圭信委員が平成十八年十二月十八日に死去されたため、その後の候補者推せんについて意見を求めるものであります。

小松靖幸氏は、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番北山和生議員。

○十一番（北山和生）今、市長の方から、本人さんの説明をいただいたわけでございます。

本人さんについては別に問題ないわけですけれども、私は議会運営委員会に入っておりますけれども、この方の説明なり、それが議会運営委員会ではなかったのかという訳かちよつと聞かせてください。説明がなかった。为什么呢。

○議長（寺本保英）議会運営委員会に諮って説明されていない。それを聞かせてくれつついいのですね。岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）北山議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件については、日にはは忘れましたが、九月の六日か七日でしたか、一般質問の当日九時半に議運の方におじやまさせていただきました、それぞれ今回の委員さんの分については説明させていただきました。

○議長（寺本保英）議運の委員長、聞いとる。（「十一番」の声あり）十一番北山和生議員。

○十一番（北山和生）今、まあそういうことで、議運の委員長に相談させてもらったのですけれども、議運の委員長も聞いていないという話だったので私は質問させてもらったんです。

○議長（寺本保英）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）確か、そのときに、今回の同意案件でありますとか、推せん案件とか、一覧表でお渡しさせていただきました説明させていただきますつもりであります。

○議長（寺本保英）採決入りますか。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）ただいまの推第一号におきましても、同第七号で申し上げました同じ理由をもちまして退席をさせていただきます、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の方で取扱いをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第十、推第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）推第二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）推第二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて。

ただいま上程いただきました推第二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、梅山 晃委員が平成十九年五月三十一日をもって辞任したため、その後の候補者推せんについて意見を求めるものであります。

川北敦也氏は、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）この推第二号におきましても、同第七号で申し上げました同じ理由をもちまして退席をさせていただきます、採決に当たりましては棄権をさせていただきますと思いますので、議長の方で取扱いの方をよろしくお願いいたします。

○議長（寺本保英）これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第十一、定数等検討特別委員会委員長報告を議題といたします。

本案につきましては、委員長に報告を求めます。十二番定数等検討特別委員会山本久和委員長。

〔定数等検討特別委員会委員長 山本久和登壇〕

○定数等検討特別委員会委員長（山本久和）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから、定数等検討特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について最終報告をいたします。

当委員会は平成十七年九月の新五條市の誕生に伴い、議員定数については、合併後の最初の一般選挙に限り現議員数である二十一人となり、次の一

般選挙においては条例定数による十八人とされていることから、改めて議員定数の見直しについて協議、決定することとし、「本市に見合った議員定数の検討」を目的として、昨年の十二月十五日に七人の委員で設置され、今月十四日まで四回にわたり議員定数を何人に定めるかについて慎重に審議を重ねてきたところであります。

第三回までの協議内容につきましては前回中間報告をいたしましたとおりでございますが、その後のことにつきまして御報告をいたします。

まず、前回の中間報告で申し上げましたが、九月十四日に議員全員協議会を開催していただき、議員各位の意見を聴取することができました。

議員全員協議会では、果たして条例改正が必要なのかということも含めて議員定数を何人に定めるのかということだけでなく、選挙区を設けることについてや、条例の改正案を議会に提出する時期についてなど、広く意見が出されました。

議員全員協議会では出された議員各位の意見を参考にしながら、同日第四回委員会を開き、本市に見合った議員定数は何人とするのが良いのかについて、様々な角度から議論を踏まえ更に審議を行いました。

第四回委員会では出された主な意見は、次のとおりでございます。

まず、議案を提出する時期についてであります。今議会中に提出することにこだわる必要はないのではないか。という意見がありました。

これに対して、「議員それぞれが痛みを伴う改正なので、早期にするべき。」という意見がありました。

また、「先に延ばして選挙が近づけば、定数を決めることが難しくなってくるのではないか。」「県内でも他市の議会が定数を検討しており、先に延ばせばもっと厳しい選択をしなければならないのではないか。」などの意見がありました。

また、議員定数については、「十二から十五の範囲で削減するべき。」との意見を提出していた会派の委員から、「議員全員協議会での意見を踏まえ、会派としては、議員定数は十五人が妥当である。」と、会派としての意見集約がなされた旨の報告があり、委員会としては、議員定数を十五人にするか、十六人にするかで意見が分かれました。

途中、一人の委員が退席する中、当委員会において、最終的に賛成多数で、議員定数については、条例で定められております議員定数十八人を三減し、十五人とすることとし、本定例会中に条例の改正案を提出することになりました。

以上が、定数等検討特別委員会の報告でございます。

なお、当委員会として理事者側に申し上げます。

選挙区を廃止することで、地域に議員がいなくなれば地域の声を行政に届けることができなくなるのではないかと懸念する意見が、当委員会中、ま

た、議員全員委員会においても終始出されておりました。

言うまでもなく、一昨年の合併により、五條市は旧西吉野村、旧大塔村そして旧五條市が一つになり、現在の市域を形成しております。我々もそのような意識を強くしながら、個々の議員活動に努めてまいりたいと考えております。

理事者側においても、旧西吉野村には西吉野支所が、旧大塔村には大塔支所が、それぞれ設置されておりますので、住民の声がちんと行政に届くよう、地域に合った方策を、知恵と工夫で構築し、その機能を十分發揮していただき、住民への行政サービスの低下を招くことがないような取組を特にお願いたします。

以上で、定数等検討特別委員会の最終報告を終わります。

この間、委員の皆様には慎重かつ活発な御議論をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。
また、議員各位には、御協力ありがとうございました。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

○議長（寺本保英）次に、日程第十二、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第九号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。
五條市議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

平成十九年九月十八日提出

提出者	五條市議会議員	山本久和
賛成者	五條市議会議員	峯林宏政
〃	〃	黄木英夫
〃	〃	山田由比己
〃	〃	藤富美恵子
〃	〃	太田好紀

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。十二番定数等検討特別委員会山本久和委員長。

〔定数等検討特別委員会委員長 山本久和登壇〕

○定数等検討特別委員会委員長（山本久和）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

先ほど定数等検討特別委員会の委員長報告をいたしましたとおり、五條市議会議員の定数を定める条例の一部を改正しようとするものであります。五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正につきましては、本市の財政状況及び社会経済情勢にかんがみ、議員の定数を十八人から十五人に改正しようとするものであります。

附則につきましては、この条例は平成二十一年十月一日から施行し、同日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から適用しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）ただいま議員定数検討特別委員長の方から御報告ございました。大変困難な課題を検討していただきました委員長並びに委員の皆様方には心から感謝を申し上げますわけでありまして、私は市民の皆様さん方への最低限の市民サービスを維持していくという観点から、今回の定数削減につきましては反対討論を申し上げたいと思います。

御存じのように、私たち市会議員の果たさなければならぬ責任というものはたくさんございます。その法律上の根拠は、地方自治法九十六条から

百条にはつきりと明記されているわけでありすけれども、主なものを申し上げますと、問題の調査権限、そして、議案の議決権、選挙権、そして、市民から聞いた要望実現の議案提案権と、いわゆる市会議員の果たさなければならない責任は重要なものでありまして、地方自治法でもその権限を認められているわけでありす。

したがって、一般的に市会議員と理事者は車の両輪だと言われておりますけれども、何でもかんでも賛成するに於いての両輪ではなしに、今申し上げました市民本位の市政をつくる上において、チェック機能を果たさなければならぬ意味での内容がたくさん課せられているわけでありす。しかし、現在の現時点での市会議員の定数は二十一名であります。先ほど委員長の説明では十八名となっておりますおりますけれども、条例からいいますと十八名になっておりますから十八名から十五名に三名減らすということになりますけれども、現実の今の二十一名の市会議員の定数から十五名に減らすということは、六名を減らすということになります。

そして、議員の定数は何人でいくことが適切なのかということになりますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、大きな責任を負わされておりますけれども、財政が厳しくなれば、やはりそれに応じた議員定数も検討していかねばならないことは言うまでもありません。

したがって、現在の二十一名よりも減らす方向で検討しなければならぬことは言うまでもないことでありすけれども、そうすれば、具体的に市会議員の人数は何人が適切なのかということにつきましては、私としては次の条件が必要になってくると思ひます。まず、その一つは合併したときの市民への約束、これも考慮に入れるべきではないかと思ひます。それと同時に、面積、こういったことも議員定数を考える上で必要ではないかと思ひます。合併のときに皆さん方も御存じのように、合併すればよくなるという、いわゆる大きな宣伝を市民の皆さん方に広げて、そして、合併を進めてきたわけでありすけれども、しかし、現在、合併によってよくなったというのを、奥地、大塔町、西吉野町の皆さんはもちろん旧五條市の皆さん方におかれましては良くなくなったという実感を、私は感じていただけなのは、今難しい状況ではないかと思ひます。

特に、大塔、西吉野の皆さん方におきましては住所変更が伴いましたから、印鑑の作り替えから始まって、そして、合併に伴う料金、税金の引上げが大塔・西吉野町の皆さん方に課せられてまいりました。もちろん、大塔町では消防分署の建設とか学校のプールの建設等々、合併特例債でこの間進めてきましたけれども、やはり、個人の生活等々におきましては、合併してよくなったという実感はなかなか感じていただけない状況ではないかと思ひます。

したがって、合併でよくなるという約束を果たしていかねばならない責任が、市会議員、理事者に問われると思ひます。

人口別で言ひましても、大変重要なことでありますけれども、委員長からいただいた人口別で言ひますと、一応五万人未満の市の場合には二十六人と

いうことで、現在の法律でもそうなっているわけですから、このままいくというわけにはいきませんから現在二十一名になっているわけでありませぬけれども、法的にはそういう状況であります。

面積で言いますと、五條市は約二九五平方キロメートルということで、奈良県の中では一番広い面積を持つ市になっております。今回の委員長の方から提案されました十五という議員定数につきましては、現在いただいておりますこの奈良県下の議員定数で申し上げますと最低の人数になります。今、奈良県下で十五の議員定数をもっているのは、御所市であります。その次が、十六の桜井市。その次が、十八の葛城市。そして、高田市。その次が、議員二十の天理市というふうになるわけですが、現在十五の議員定数をもって御所市というのは、面積で言いますと約六〇平方キロメートル、五條市の五分の一であります。五條市の面積の二分の一でもかなり狭くなりますけれども、まだ五分の一しかないところでの十五名であります。したがって、市民の皆さん方への目配りも、また、市民の皆さん方から市会議員に相談したいという状況におきましても、やはり奈良県下一番広い五條市の二九五平方キロメートルの中の十五名の市会議員と、六〇平方キロメートルの中の御所の同じ十五名の市会議員の責任からいえば、はるかに五條市の十五名になった場合の市会議員の責任というものは、非常に大きいのを通り越して、大変厳しい責任を負わなければならない状況になるのではないかなというふうに思います。

したがって、財政的にも厳しいわけでありまして、私は、人口、面積で言ってもほぼ同じ葛城市で十八名でございますので、やはり合併の約束を果たすためにも、広い大塔の奥地で住んでおる皆さん方への市民サービスを行き届かせるためにも、当面は十八名の議員定数が妥当だというふうに判断しております。

したがって、今回、委員長から提案されました十五名につきましては、今申し上げました理由でもって反対するわけでありませぬ。以上です。

○議長（寺本保英）次に、山田由比己議員の発言を許します。七番山田由比己議員。

〔七番 山田由比己登壇〕

○七番（山田由比己）議長から発言の許可をいただきましたので、私は定数等検討特別委員会の委員の一人として、先ほど委員長から御報告がありましたように、本市議会議員の定数については十五人にすることが望ましいという決定をいたしておりますので、本案について賛成の立場で討論をいたします。

定数等検討特別委員会は昨年十二月に設置され、これまで四回にわたり審議をまいりました。

議員定数削減については、様々な視点から審査と議論を重ねてまいりました。

議会の役割については、議員の削減による議会と市政、また、市民生活の影響について考えたときに、地域の民意が反映されにくくなるのではないかとということについては、個々の議員の政治活動を主体として更に自己研さんに努めるとともに、地域住民の意思をくみ取るシステムが機能しているかを積極的に監視することにより、市民の負託に議会の責務を果たすことができるものと考えております。

また、厳しい財政運営の中、議会としても市の財政力に見合った議会費の削減に自ら取り組んでいかなければならないと考えたときに、定数を三人削減したときの議員一期四年間における議会費の削減は約一億一千二百万円に達し、これは確実にその削減を期待できることとなります。この議会費削減をよしと判断するのか、不足と判断するのかのものはありませんが、議会自らが定数を三人削減すると判断を下し、議会費の削減効果を目に見える形で市民に示し、また、議会としての監視機能を高めることで、市民の皆様が理解が得られるものと確信するものであります。

今日の社会情勢を見たときに、議会と我々議員に求められる市民の視線は、信頼される議会、期待される議会と同時に、議会の常識は市民の常識の構築であると思えます。ゆえに、議会の財政改革には自らの血を流す覚悟で議員定数については十五人という決断をしたものであります。

よって、本案のとおり、本市議会の議員の定数については十五人とすることに賛成するものであります。
議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。賛成の討論といたします。
ありがとうございました。

○議長（寺本保英） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（寺本保英） 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）なお、この際お諮りいたします。

昨年、十二月定例会で設置いたしました定数等検討特別委員会は、委員長を始め委員各位の熱心な御協議により、委員長から御報告がありましたとおり平成二十一年十月一日以降に期日を告示される一般選挙から議員の定数は十五人とすることとなりました。

つきましては、この際、定数等検討特別委員会を廃止したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。

よって、定数等検討特別委員会は、本日をもって廃止することに決しました。

○議長（寺本保英）次に、日程第十三、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第十号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成十九年九月十八日提出

	提出者	五條市議會議員	土井康嗣
	賛成者	五條市議會議員	西尾彦和
〃			花谷昭典
〃			北山和生
〃			藤富美恵子
〃			川村家廣
〃			太田好紀

○議長（寺本保英） 提案理由の趣旨説明を求めます。十八番議会運営委員会土井康嗣委員長。

〔議会運営委員会委員長 土井康嗣登壇〕

○議会運営委員会委員長（土井康嗣）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書（案）

近年、野生鳥獣の生息分布の拡大・増加とともに農林業者の高齢化等に伴い、農山村にあっては、野生鳥獣による農林業被害が深刻化していることから、営農の意欲を失い、農山村の過疎化を更に加速化させている極めて深刻な状況となっている。については、被害の深刻化・広域化に対応して、有害鳥獣対策を抜本的に強化されるよう、次のとおり要請する。

記

一 生息数等の的確な把握に基づく対策

有害鳥獣の生息数及び農林業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること。

二 広域的な被害防止対策

現在も各地域において、防護策の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない状況にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。

三 捕獲に関する規制緩和

有害鳥獣による農林業被害に迅速に対応するため、市町村への有害鳥獣捕獲許可期限の委譲促進、有害鳥獣捕獲目的で市町村や農林業者が行う、わななどの設置に関する規制の緩和等を行うこと。

四 専門家の育成と確保

現場では、有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

五 財政負担の軽減

有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、地方財政措置の充実等を行うこと。

六 人と野生鳥獣のすみ分け

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣のすみ分け対策を推進すること。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年九月十八日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（寺本保英）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定によりお手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（寺本保英） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 御異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

○議長（寺本保英） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成十八年度五條市各会計決算認定を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼申し上げます。理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員、また、本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

市長からごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 平成十九年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

本議会に提出いたしました決算認定を始め諸議案の一部を除き、可決、承認をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。次第であります。

本定例会中に議員各位から頂きました御意見、御提言を十分に踏まえながら市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力をよろしくお願いを申し上げます。

気候の方もやっと秋らしくなってますが、ちょうど夏の疲れがやってくるころでございます。どうか健康には十分に御留意いただきまして、ますます御活躍賜りますことをお祈り申し上げ、閉会に当たつてのごあいさつに代える次第でございます。誠にありがとうございました。

○議長（寺本保英） これをもちまして平成十九年第三回定例会を閉会いたします。

午後零時一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 寺本保英

署名議員 山田澄雄

署名議員 峯林宏政

署名議員 西尾彦和